

平成30年7月17日

指名停止等措置に係る苦情申立に対する回答の概要

1. 苦情申立て業者名等

業 者 名	住 所
一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター	愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

2. 苦情申立て年月日

平成30年7月6日

3. 苦情申立ての内容

別紙1のとおり

4. 苦情申立ての回答内容

上記苦情申立ての回答については、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」第5により、別紙2のとおり回答した。

「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」第5

(苦情申立てに対する回答)

第5 管理担当取締役は、苦情の申立てがあったときは、当該申立書面を受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に様式第2により回答するものとする。

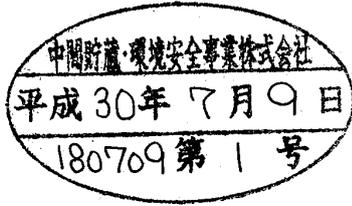
2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

【問合せ先】

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

東京都港区芝一丁目7番17号 住友不動産芝ビル3号館4F

管理部契約・購買課 TEL 03-5765-1916



平成30年7月6日

苦情申立書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
管理担当取締役 瀧本 忠 殿

住所 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
申立人 一般財団法人愛媛県環境処理センター
理事長 服部 正

平成30年6月6日付けの通知に対して、下記のとおり苦情申立てをします。

記

1. 申立てに係る件名又は措置の内容

平成30年3月23日付で契約締結した「北九州PCB処理事業所運搬廃棄物等処分委託(H30)業務委託契約」(以下「本件契約」という。)の解除に伴う指名停止措置(平成30年6月6日～平成30年9月5日 3ヵ月)

2. 申立ての趣旨及び理由

(1) 趣旨

1 記載の措置の取消しを求める。

(2) 理由

愛媛県廃棄物処理センター(以下「センター」という。)が本件契約を履行できなかったのは、本件契約に係る収集運搬業者である日本通運(株)(以下「日通」という。)の責めに帰すべきものであり、センターに主たる原因はない。

センターが貴社との契約を解除するに至った経緯は、次のとおりである。

ア センターで受け入れる低濃度(微量)PCB廃棄物の種類及び受入基準について

センターは、平成22年6月から低濃度(微量)PCB廃棄物の処理を開始しているが、受け入れる低濃度(微量)PCB廃棄物の種類及び受入基準は、別表のとおりであり、別表の内容は、センターのホームページに掲載するとともに、日通など収集運搬事業者へ送付し、周知を図っている。

例えば、PCB汚染物の廃プラ類の受入基準は、「二重のポリ袋に封入し、原則50リットル以下のプラスチック容器に入れて密封したもので、総重量が10kg以下のものに限る。」とされており、センターに搬入される際には、当該受入基準に適合しておく必要がある。すなわち、センターで荷卸しされた後、センター又は収集運搬業者により、当該受入基準に適合するよう荷捌きすることは想定されていないし、そのスペースもない。

イ センターと日通との間の取引状況について

日通は、センターが低濃度(微量)PCB廃棄物の処理を開始した当初から、センターへ低濃度(微量)PCB廃棄物の搬入を行ってきたが、これまで上記ア

の受入基準に適合できないとして、搬入を取り止めたり、契約をキャンセルするなど、トラブルは一度も生じていなかった。すなわち、日通は、受入基準に適合している低濃度（微量）PCB 廃棄物に限ってセンターへ搬入しており（センターでは、処理委託者又は日通のいずれが当該受入基準に適合する状態にしているかは把握していない）、センターがその受入基準に適合させるための費用を負担したことも、負担を求められたこともない。

また、センターにおける直近2年間の日通からの低濃度 PCB 廃棄物の受入実績は、次のとおりであり、いずれも受入基準に適合する状態での搬入であった。

平成28年度 39件（うち処理に廃プラ類含むもの16件）

平成29年度 23件（うち処理に廃プラ類含むもの6件）

ウ 本件契約に至る経緯について

平成30年2月22日、貴社からセンターに対し、メールにより、「運転廃棄物等処分委託（H30）／運転廃棄物等収集・運搬委託（H30）（北九州PCB処理事業所分）」の3件の指名競争入札参加に係る書類一式（契約書案、見積書、仕様書等）（資料1）が送信され、入札参加の指名があった。

センター事務局で契約事務を担当する■■■主事（以下「担当主事」という。）は、当該入札が、処分と収集運搬を一体とする方式であったため、収集運搬を担当することになる日通に入札参加を打診することとし、契約窓口である四国支店の■■■主任（以下「■■■主任」という。）及び搬入担当窓口である新居浜支店の■■■係長（以下「■■■係長」という。）に対し、当該メールを転送し、仕様書の確認及び業務を受けることができるかどうかを検討し、この業務を受けることができる場合は、3月5日までに所定の様式に収集運搬料金の金額を記載して提出するよう依頼した。なお、センターへの搬入業者のうち、北九州市からの低濃度 PCB 廃棄物の収集・運搬の許可を受けている業者は、日通のみであった。また、指名競争入札案件は、当初3件とされていたが、貴社から1件『廃 PCB 等』（廃油）は中止するとの連絡があり、「1 廃 PCB 等」と「3 PCB 汚染物（廃プラ類、その他）」の2件となった。

同年3月2日、■■■主任からセンターに対し、メールにより、上記2件の収集運搬料金を記載した入札（見積）（資料2）が届いた。

担当主事は、センターの処理料金、日通から提出された収集運搬料金をそのまま記載して入札（見積）関係書類を作成・調整し（資料3）、同年3月6日、貴社の入札に参加し、「3 PCB 汚染物（廃プラ類、その他）」の業務（以下「本件業務」という。）を落札した。

同年3月7日、担当主事は、本件業務を落札した旨を■■■主任へ電話連絡した。

同年3月23日、貴社とセンターとの間で本件契約を締結した。なお、本件契約に係る収集・運搬委託業務については、貴社と収集運搬業者である日通との間で契約を締結していると聞いている。

エ センターが初回の処理委託を受けることができなかったことについて

平成30年3月27日、貴社北九州事業所から担当主事に対し、本件契約に係る初回の処理委託を4月18日（水）にしたい、その準備作業もあるので、運搬も含めた都合と時間の確認のメール連絡があった。

そこで、担当主事は、■■■主任及び■■■係長にメール及び電話により連絡し、センターへの搬入日時の調整を依頼するとともに、センターの■■■東予事業所長（以下「東予所長」という。）に対し、日通との具体的な調整を依頼した。

同年4月9日、 係長から東予所長に対し、本件契約に係る低濃度 PCB 廃棄物について「ドラム缶のまま、センター東予事業所に搬入したい」旨の電話連絡があり、「センターでは、ドラム缶のままの搬入はお受けできない。センターでは、従来から、受入基準にあるとおり、低濃度 PCB 廃棄物の受入の際は、搬入業者又は処理委託元に対し、プラスチック容器への封入をお願いしている。」として、ドラム缶での搬入を断った。

同日、東予所長から担当主事に対し、ドラム缶による搬入に関する日通とのやりとりの電話連絡があり、担当主事は、 主任及び 係長に電話連絡し、センターの受入基準を根拠に、本件契約に係る搬入についてもプラスチック容器に封入するように伝えた。これに対し、 主任から、「入札時に提出した見積もりには、ドラム缶の積替えに要する費用は計上していないため、積替えすることはできない。仮に、センターがプラスチック容器での搬入を求めるとすれば、日通が自社事業所で積替え作業をすることは可能であるが、そのための追加費用(容器代・人件費等)約 200 万円が必要である。センターがその費用を全て負担しなければ収集運搬はしない」との回答があった。

そのため、担当主事は、取り急ぎ、貴社北九州事業所に電話連絡し、事情を説明した上で、本件業務に係る搬出の準備作業の保留をお願いした。

オ 本件契約の解除に至った経緯について

センターでは、日通からの提案(センターによる追加費用負担による契約履行)を検討した結果、①本件契約の仕様書において、ドラム缶は繰り返し使用することを前提にしてその空ドラム缶の回送の費用は収集運搬料金に含まれるものであること、②本件契約の仕様書において、「搬入先での積下ろし作業の分担については処分委託事業者及び収集運搬事業者で調整すること。」とされており、これまでのセンターへの多数の搬入実績を有し、かつ、受入基準を熟知している日通において、当然にドラム缶から低濃度 PCB 廃棄物を取り出してプラスチック容器へ封入するなどセンターの受入基準に適合する状態にすることを承知しているはずであること、その費用も収集運搬料金に含まれるべきものであり、そもそも日通収集運搬料金の見積もりに加算する形で発注者に対し請求すべきものであること、③以上のことからすれば、今回の収集運搬料金の見積もりの算定に当たり、センターの受入基準を考慮していない(考慮し忘れている)のは明らかに日通のミスといわざるを得ず、日通のミスから生じた契約履行のための追加費用をセンターが負担する理由にはならないと判断したものである。

そこで、30年4月11日、センターの 担当係長(以下「担当係長」という。)から 主任及び 係長に対し、センターにおいて積替えの経費を負担することは難しい旨をメールで連絡するとともに、担当係長から 主任に対し、電話により、センターの受入基準を考慮せず収集運搬の見積もりをしているのは日通の見落としが原因であり、センターで積替えの経費を負担することは難しいこと、加えて、日通が収集運搬をしないことにより廃棄物の処分ができず、本県解約の履行が困難となり、苦慮している旨を説明した。

同年4月13日、 主任から担当主事に対し、電話により、「今回の見積もりは、『ドラム缶のまま処分先(センター)まで運搬する』業務に要する経費の見積りをただけで、日通に否はない。北九州事業所からセンターへ運搬する途中で、日通が自社敷地内でプラスチック容器への積替えをしても問題ないかどうか JESCO に確認してほしい。」との依頼があった。

そこで、同年4月16日に、担当主事が貴社 PCB 処理事業部安全操業課 調査役に、日通が自社敷地内でプラスチック容器への積替えを行うことができるかどうかを確認したところ、「日通の確認責任の下なら問題はない。収集運搬基本契約書第2条5に『受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない』との文言があるが、第15条には別途、協議に関して定められており、日通と JESCO 間で協議し合意さえすればプラスチック容器への積替えは可能である」との回答があった。

これを受けて、同日、担当主事が 主任に対し、「契約書にもあるとおり、日通と JESCO 間で協議し合意すればプラスチック容器への積替えは可能であること」を電話で伝え、プラスチック容器への積替えによる搬入を日通の負担で行うことを改めてお願いしたところ、「センターが費用を負担しない限り、積み替えをやる意思はない。」との回答があった。

センターとしては、日通が貴社との収集運搬契約を履行する意思がなく、搬出先であるセンターに低濃度 PCB 廃棄物が搬入されない事態に陥ったことから、大変不本意ながらもやむを得ず本件契約を履行できないことが判明したため、同年4月19日、センター契約担当者から、貴社 調査役に対し契約を解除したい旨の電話連絡を行った。

同年5月22日、センターから「業務委託契約の解除に関するお願い」を貴社に送付し、同年5月29日、本件契約は解除された。

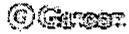
カ 以上のとおり、センターが本件契約を履行できなくなったのは、日通の責めに帰すべきものであり、センターに主たる原因はない。

以上

(別表) [受け入れる低濃度 PCB 廃棄物]

区分	廃棄物の種類	受入基準
廃 PCB 等及び処理物	—	タンクローリーで専用タンクに直接受入れる。
PCB 汚染物及び処理物	紙くず・木くず・繊維くず・廃プラスチック類	二重のポリ袋に封入し、原則 50 リットル以下のプラスチック容器に入れて密封したもので、総重量が 10 kg 以下のものに限る。
	汚泥・金属くず・陶磁器くず	二重のポリ袋に封入し、原則 50 リットル以下のプラスチック容器に入れて密封したもので総重量が 20 kg 以下のものに限る。
PCB 汚染物	小型蓄電器類、小型変圧器類 (機器の重量が 30kg 以下のものに限る)	二重のポリ袋に封入し、原則 50 リットル以下のプラスチック容器に入れて密封したもので、機器の重量が 30 kg 以下のものに限る。
	変圧器類、蓄電器類 (機器の重量が 30kg 以下のものを除く)	【変圧器類】 高さ 1.3m×幅 1.1m×奥行 1.1m以下で抜油後の 1 台 (個) 当たりの重量 650 kg 以下 ※上記受入基準を超える機器においても受入条件を満たすものであれば搬入可能。詳細は協議願います。 【蓄電器類】 ※選別等の作業が必要であるため、詳細な受入基準については事前に協議すること。
	金属くず (ドラム缶等の容器型のもの)	高さ 1.3m×幅 1.1m×奥行 1.1m以下
	金属くず (上記以外)	ドラム缶に密封した状態で搬入すること。詳細な受入基準については事前に協議すること。

資料



最新情報 26

始めるメニュー

- ポータル
- リンク集
- スケジュール
- 掲示板
- 掲示板
- 部局ファイル管理
- 電話メモ
- タイムカード
- ToDoリスト
- アドレス帳
- メール
- cyboz.net
- 通知一覧



メール 受信箱 メールの詳細

re: 運転廃棄物等処分(H30)「北九州」入札[WARNING: ATTACHMENT UNSCANNED]

返信する 全員に返信する 転送する 振り分ける ソースの表示 削除する ファイルに出力する 印刷用画面

<< 前へ | 次へ >>

(移動先) 移動する (未設定) 変更する 文字コードを設定する

このメールは送信者が開封確認を要求しています。以下のメールを返信しました。

Read Receipt for "re: 運転廃棄物等処分(H30)「北九州」入札[WARNING: ATTACHMENT UNSCANNED]"

フォルダ : 受信箱
 標題 : re: 運転廃棄物等処分(H30)「北九州」入札[WARNING: ATTACHMENT UNSCANNED]
 差出人 : (参照/登録)
 日時 : 2018年02月22日(木) 13:27
 宛先 : To: 1件
 To:

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター 様

運転廃棄物等処分委託(H30)／運転廃棄物等収集・運搬業務(H30) (北九州PCB処理事業所分)

表記業務の入札に係わる書類一式を添付にて送付致します。

宜しく御査収の上、入札参加の程お願い致します。

添付ファイルは、セキュリティ向上を目的に全てzip形式となりパスワードが自動設定されます。メール配信後にパスワード通知メールが送信されますので(差出人は)で送信)留意願います。パスワードは自動設定の為、送信者(小生)には判らないシステムとなっております、よって上記お知らせメールを削除されると添付メールを開封できなくなりますので注意願います。

***** 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 管理部 契約・購買課 *****

添付ファイル ②-1契約書 微量PCB処分 ひな形.zip はパスワードで保護されているため、ウイルス検索を実行できませんでした。

***** This Email was scanned by Votiro - http://www.votiro.com *****

②-1契約書 微量PCB処分 ひ形.zip_blocked.PDF (application/pdf)

治入 印紙

北九州PCB処理事業所運転廃棄物等処分委託(H30)

業務委託契約書

排出事業者:中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「発注者」という。)と、
 処分業者: (以下「受注者」という。)は、
 発注者の北九州PCB処理事業所から排出される低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下、「低濃度PCB廃棄物」という。)の処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条(法の遵守)

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」その他関係法令(以下、これらを総じて「法令等」という。)を遵守するものとする。

第2条(委託内容)

1.(受注者の事業範囲)

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、環境大臣の無害化処理の認定(以下「認定」という。)を得次第、認定証の写しを発注者に提出する。なお、認定事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の認定証の写しを発注者に提出する。また、受注者が認定を得ない限り、発注者は受注者に対し本条第2項の委託を行わないものとする。

認定の種類	低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定
無害化処理の用に供する施設の種類の種類	ポリ塩化ビフェニル汚染物・処理物の焼却施設
無害化処理の用に供する施設において処理する低濃度PCB廃棄物の種類	<p>(1) 令第2条の4第5号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等(以下「廃PCB等」という。)のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 電気機器又は OF ケーブル(ポリ塩化ビフェニル絶縁材料として使用した電気機器又は OF ケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの(以下「微量 PCB 汚染絶縁油」という。)が廃棄物となったもの</p> <p>ロ ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等 1kgにつき 5000mg 以下のもの(イを除く。) (以下「低濃度廃PCB」という。)</p> <p>(2) 令第2条の4第5号ロに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等(以下「PCB汚染物」という。)のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 微量のポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの(以下「微量 PCB 汚染物」という。)</p> <p>ロ 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くずまたは繊維くず 1kgにつき 5000mg 以下のもの(イに掲げるものを除く。) (ロ～ニを総称して以下「低濃度 PCB 汚染物」という。)</p> <p>ハ 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類 1kgにつき 5000mg 以下のもの(イに掲げるものを除く。)</p> <p>ニ 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除</p>

	<p>去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物「以下「金属くず等」という。」のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物 1kgにつき 5000mg 以下のもの(イに掲げるものを除く。)</p> <p>(3) (2) 令第2条の4第5号ハに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等(以下「PCB 処理物」という。)のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ (1) イ又は(2) イに掲げる廃棄物を処分するために処理したものを(以下「微量 PCB 処理物」という。)</p> <p>ロ 廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油 1kg につき 5000mg 以下のもの(イに掲げるものを除く。)(ロ〜トを総称して以下「低濃度 PCB 処理物」という。)</p> <p>ハ 廃酸又は廃アルカリのうち、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃酸又は廃アルカリ 1kg につき 5000mg 以下のもの(イに掲げるものを除く。)</p> <p>ニ 汚泥、木くず、紙くず又は繊維くずのうち、当該紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず 1kg につき 5000mg 以下のもの(イに掲げるものを除く。)</p> <p>ホ 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類 1kg につき 5000mg 以下のもの(イに掲げるものを除く。)</p> <p>ヘ 金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物 1kg につき 5000mg 以下のもの(イに掲げるものを除く。)</p> <p>ト イからへまでに掲げる以外のものであって、当該ポリ塩化ビフェニル処理物に含まれるポリ塩化ビフェニルの量がポリ塩化ビフェニル処理物 1kg につき 5000mg 以下のもの</p>
<p>収集又は運搬の有無</p>	<p>有り・無し</p>

2. (委託する低濃度PCB廃棄物等の処分単価)

3. (委託する低濃度PCB廃棄物等の種類と数量)

発注者が受注者に処分を委託する低濃度PCB廃棄物の種類及び予定数量は別添特記仕様書のとおりとする。

4. (処分の場所、方法及び処理能力)

受注者は発注者から委託された前項の低濃度PCB廃棄物を次のとおり処分する。

<p>処分事業者</p>	
<p>無害化処理の用に供する施設の場所</p>	
<p>無害化処理の方法</p>	
<p>無害化処理の用に供する施設の処理能力</p>	

5.(最終処分の場所、方法及び処理能力)

発注者から、受注者に委託された低濃度PCB廃棄物を処理した後に発生する副産物及び残渣等は有効活用するが、利用できない廃棄物は次に示す自社最終処分場で処分する。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
			管理型埋立	

6.(搬入業者)

第2条第3項の低濃度PCB廃棄物の第2条第4項に指定する事業場への搬入は、別表(1)の集運搬業者が行う。

第3条(義務と責任)

1.(適正処理に必要な情報の提供)

- 1) 発注者は、低濃度PCB廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ受注者に提供する。
 - ① 低濃度PCB廃棄物の性状(微量PCB汚染絶縁油のPCB濃度、異物の混入等)及び荷姿(低濃度PCB廃棄物の形状、トランス類の寸法・製造番号・製造年月日・製造元、漏洩状況等)
 - ② 通常の保管状況の下での腐食、移動によるリスク、揮発等、低濃度PCB廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ③ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ④ 低濃度PCB廃棄物の発生工程(ドラム缶の場合)
 - ⑤ その他低濃度PCB廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- 2) 上記の内容以外にも、受注者の求めに応じて、適正処理に必要な情報を、受注者に提供するものとし、その情報に変更があったときは、発注者は遅滞なくその旨を書面等により受注者に通知するものとする。
- 3) 発注者は、委託する低濃度PCB廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質または高濃度PCB廃棄物を混入させない。万一混入したことにより、又混合した旨を受注者に通知せずに、受注者の業務に重大な支障を生じ、又は生ずる恐れのある場合には、受注者は委託物の引き取りを拒否することができる。この場合において、必要な措置について発注者受注者協議により決定する。
- 4) 発注者は、低濃度PCB廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し受注者に交付する。
- 5) 発注者は、委託する低濃度PCB廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に漏れなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。
- 6) 受注者は、発注者に対し、受託する低濃度PCB廃棄物について、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「PCB濃度」の分析の実施及び分析証明書の提示を求めることができる。
- 7) 発注者は、委託期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する低濃度PCB廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対して速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

2.(搬入日時の調整)

- 1) 発注者は、受注者の適正かつ計画的な低濃度PCB廃棄物の処理に協力するものとする。
- 2) 発注者は、低濃度PCB廃棄物を、発注者受注者協議して決めた日時に、受注者の処理施設に搬入するものとする。
- 3) 発注者及び受注者は、低濃度PCB廃棄物の搬出入日時を変更する必要があるときは、発注者受注者協議し、誠意をもって対応するものとする。

3.(発注者受注者の責任範囲)

- 1) 受注者の責任範囲は、発注者から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理することとする。
 - 2) 受注者は発注者に対し、受注者の責任範囲に属する業務について法令に違反した業務を行い、それによって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
 - 3) 発注者は、発注者の責に帰す事由により受注者又は第三者に損害が発生した場合は、発注者において賠償し、受注者に負担させない。
- 4.(再委託の禁止)
- 受注者は、発注者から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。
- 5.(権利義務の譲渡等)
- 受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。
- 6.(委託業務終了報告)
- 受注者は、発注者から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し発注者に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務についてはマニフェストB2票で、処分業務についてはマニフェストD票で代えることができる。
- 7.(業務の一時停止)
- 受注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるよう努力する。

第4条(委託代金の請求及び支払い等)

1. 受注者は、業務終了月の翌月に業務終了報告書を提出する廃棄物の委託業務に対して、委託金額に消費税を加算して発注者に請求する。
2. 発注者は、前項に定める請求書を確認のうえ、適正な請求書を受領した月の翌月末日までに受注者が指定した口座へ現金で振り込むものとする。ただし、当日が発注者又は金融機関の休業日である場合には、前営業日に振り込むものとする。

第5条(内容の変更)

発注者又は受注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、発注者と受注者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

第6条(機密保持)

発注者、受注者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第7条(契約の解除)

- 1 発注者及び受注者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
- 2 但し、発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。
 - 1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合
 - イ) 受注者は、解除された後も、その廃棄物に対する本件契約区分に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - ロ) 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

- ハ) 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求するものとする。
- 2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合
受注者は発注者に対し、受注者のもとにある未だ処理していない廃棄物を、発注者の費用を持って当該廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第8条(反社会勢力排除)

- 1 発注者または受注者は、相手方が次の各号の1つにでも該当した場合は、相手方は何らの催告を要しないで、直ちに本契約及び契約に基づき発注者受注者協議して定めた個々の取引契約(以下「個別契約」という。)の全部を解除することができる。
- 1) 発注者又は受注者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力以下「暴力団等」という。)である場合。
 - 2) 発注者又は受注者の代表者、責任者、又は実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合、又は、暴力団等へ資金提供を行う等密接な交際のある場合。
 - 3) 発注者又は受注者が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、又は、関係者が暴力団である旨を伝えた場合
 - 4) 発注者又は受注者が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合。
 - 5) 発注者又は受注者が自ら又は第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合。
 - 6) 発注者又は受注者が自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をした場合。
- 2 発注者及び受注者は、前項に定める契約解除により、解除した当事者が損害を被った場合、前項に基づく契約解除にかかわらず、当該損害の賠償を相手方に請求することができるものとする。
3. 一方当事者が第1項の規定により本基本契約及び個別契約を解除した場合は他方当事者に損害が生じて、これを一切賠償しない。

第9条(談合等の不正行為に係る違約金)

本契約に関し、受注者が次に掲げる場合のいずれかに該当した時は、受注者は発注者の請求に基づき、契約期間中の予定処理数量(ケース)かける処理単価に消費税を加算した金額の10分の1に相当する金額を違約金(損害賠償額の予定)として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。なおこの条項は本契約期間が終了した後も有効とする。

- (1) 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 本契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45

号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

第10条(協議)

この契約に定めない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度発注者、受注者が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第11条(業務期間)

この契約の業務期間を平成30年1月 日から平成30年5月31日までとする。

この契約の成立を証する為に本書2通を作成し、発注者、受注者は各々記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成30年1月 日

発注者

東京都港区芝一丁目7番17号
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約職取締役 瀧本 忠 印

受注者

印

別表1

1. 第2条第6項関係(搬入業者)

名称

代表者

所在地

【収集・運搬に関する事業範囲(特別管理産業廃棄物)】

許可都道府県・政令市	(搬出元)	(搬入先)
許可の有効期限	平成 年 月 日	平成 年 月 日
事業の範囲	別添許可証(写し)のとおり	別添許可証(写し)のとおり
許可の条件		
許可番号	第 号	第 号

許可都道府県・政令市	(搬出元) 大阪府	(搬入先)
許可の有効期限	平成 年 月 日	平成 年 月 日
事業の範囲	別添許可証(写し)のとおり	別添許可証(写し)のとおり
許可の条件		
許可番号	第 号	第 号

名称

代表者

所在地

【収集・運搬に関する事業範囲(特別管理産業廃棄物)】

許可都道府県・政令市	(搬出元)	(搬入先)
許可の有効期限	平成 年 月 日	平成 年 月 日
事業の範囲	別添許可証(写し)のとおり	別添許可証(写し)のとおり
許可の条件		
許可番号	第 号	第 号

【収集・運搬に関する事業範囲(特別管理産業廃棄物)】

許可都道府県・政令市	(搬出元)	(搬入先)
許可の有効期限	平成 年 月 日	平成 年 月 日
事業の範囲	別添許可証(写し)のとおり	別添許可証(写し)のとおり
許可の条件	なし	なし
許可番号	第 号	第 号

産業廃棄物等収集・運搬委託基本契約書

収 入
印 紙

排出事業者： 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (以下「発注者」という。) と、
 収集運搬業者： _____ (以下「受注者」という。) は、
 発注者の事業場： 北海道PCB処理事業所 から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して締結する。

第1条 (法の遵守)

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1. (受注者の事業範囲)

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔特管〕

許可都道府県・政令市： _____	許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____	許可の有効期限： _____
事業範囲： _____	事業範囲： _____
許可の条件： _____	許可の条件： _____
許可番号： _____	許可番号： _____

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

発注者が、受注者に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。

種 類： *** (添付の仕様書)
 数 量： 添付の仕様書
 単価 (税抜)： *円/回

3. (輸入廃棄物の有・無)

発注者が、受注者に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

輸入廃棄物： 無

4. (運搬の最終目的地)

受注者は、発注者から委託された第2項の産業廃棄物を、発注者の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏 名： _____
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 住 所： _____
 産業廃棄物の種類： 認定証のとおり
 認 定 番 号： 平成**年第*号
 所 在 地： _____

5. (積替保管)

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

2. 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 発注者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、受注者に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)の「容器貼付用ラベル」参照)。
4. 発注者は、委託する産業廃棄物の manifests の記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止し manifests の記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
5. 発注者は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を受注者に提示する。

産業廃棄物の種類：第2条第2項のとおり

提示する時期又は回数：必要により

第4条 (発注者受注者の責任範囲)

1. 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、添付の仕様書に定める作業の開始から完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。
2. 受注者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
3. 受注者が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合には、発注者の責に帰す事由によるときは、発注者において賠償し、受注者に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において受注者に損害が発生した場合に、発注者の責に帰す事由によるときは、発注者が受注者にその損害を賠償する。

第5条 (再委託の禁止)

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条 (義務の譲渡等)

受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条 (委託業務終了報告)

受注者は発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちにそれぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票を発注者に提出する。

第8条 (業務の一時停止)

1. 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条 (報酬・消費税・支払い)

1. 受注者は、発注者に提出したマニフェストに相当する報酬を毎月末日締で集計し、翌月発注者に請求するものとし、発注者は、請求を受領した月の翌月末日までに支払う。
2. 発注者の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
3. 発注者の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税は、発注者が負担する。
4. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、発注者受注者双方の協議によりこれを改定することができる。

第10条 (内容の変更)

発注者又は受注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、発注者と受注者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条 (機密保持)

発注者及び受注者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条 (契約の解除)

1. 発注者及び受注者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
2. 発注者及び受注者は、相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
3. 発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

- イ 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用等を、受注者に対して償還を請求することができる。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者の事業場に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条 (談合等の不正行為に係る違約金)

本契約に関し、受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約期間全体の支払総額の10分の1に相当する金額を違約金(損害賠償額の予定)として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。本契約が終了した後も同様とする。

- (1) 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 本契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

第14条 (その他)

その他については添付の仕様書のとおりとする。

第15条 (協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度発注者受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第16条 (契約の有効期間)

この契約は、有効期間を平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、発注者受注者は各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月1日

発注者 東京都港区芝一丁目7番17号
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約職取締役 瀧本 忠 印

受注者

印

現 場 説 明 書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

業 務 名 運転廃棄物等処分委託（H30）及び運転廃棄物等収集運搬委託（H30）
（北九州PCB処理事業所）

業務期間 平成30年4月2日から平成30年12月31日まで

上記業務につき下記のとおり説明する。この説明は、契約仕様書等と同様の効力を有するものとする。

1. 入札（見積）は「入札（見積）者に対する指示書」の定めるところに従って行なう。

2. 質問回答

質問回答は、別紙「質問・回答書」により行います。

(1) 質問書提出期限 平成30年2月26日（月）16時必着

（FAX若しくはWebメールも可、ただし入札執行時に正本を持参すること。）

(2) 質問書提出場所 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 管理部契約購買課

住 所 〒105-0014 東京都港区芝1-7-17

電 話 03-5765-1916

FAX 03-5765-1939

(3) 回 答 日 平成30年3月1日（木）

(4) 回 答 場 所 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

北九州PCB処理事業所 運転廃棄物等処分委託／収集・運搬委託(H30) 仕様書

I 運転廃棄物等処分委託

1. 業務名

運転廃棄物等処分委託(H30) (北九州PCB処理事業所)

2. 期間

平成30年4月1日～平成30年12月31日

3. 内容

中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)の北九州PCB処理事業所(以下「北九州事業所」という。)より排出されるPCB濃度5,000ppm以下の運転廃棄物等について、JESCOの委託のもとに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)その他関係法令に従い、安全かつ適正に処理すること。

又、保管を行う場合は法令に基づき、かつ契約期間内に確実に処分できる範囲で行うこと。中間処理及び最終処分(委託による最終処分を含む)は法律、関係条例等及び本仕様書を遵守し適切に行うこと。なお、委託された運転廃棄物等はゼロエミ対応とし中間処理後の残渣等(燃え殻及びばいじん)は埋立不可。なお、混焼は可とする。

4. 廃棄物の種類及び処分委託予定数量等

排出場所 (事業所)	区分	廃棄物の種類(品目)		性状など	処分委託予定数量	
					総量	総数
北九州 事業所	1	廃PCB等	アルカリ洗浄廃液 分析廃液 廃油(機械油等) 油混じり汚泥	低濃度PCB汚染の洗 浄廃液、廃油、分析廃 液及び油混じり汚泥	17.1t	200L 鋼製ドラム缶 114本(約150kg/本)
	2	廃PCB等	廃油	排気スクラバー油	16kl	1台(ローリー)
	3	PCB汚染物	廃プラ類、 その他	養生シートなど	14.4t	200L 鋼製ドラム缶 360本(約40kg/本)

※区分1はドラム缶ごと処分、オーバードラムは返却。3は中身のみの処分、ドラム缶は返却。

※処理委託予定数量は見込みであって保証するものではなく、また、この量以下に限定するものでもない。

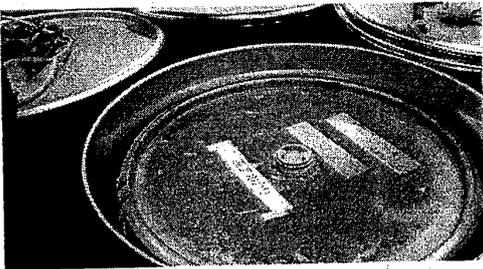
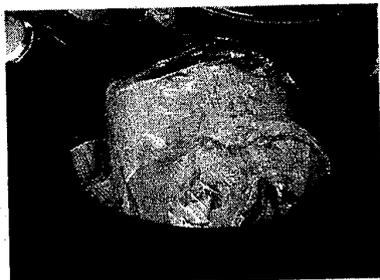
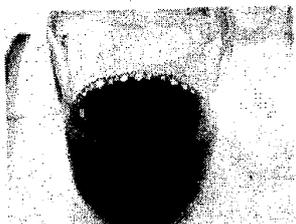
5. 処分委託形態及び処理施設までの運搬荷姿

(1) 容器

ドラム缶。

(2) 運搬荷姿

関係法令及び平成25年6月に環境省が定めた「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に沿った荷姿とする。

<p>●廃PCB等 1ドラム缶あたり平均重量: 150kg (150L) (内容物のみ)</p>	<p>●PCB汚染物(廃プラ類、その他) 1ドラム缶あたり重量: 平均約 40 kg (内容物のみ)</p>
	 <p>ポリ袋に小分けにしてドラム缶内に保管</p>
<p>内容物の状態</p>	
<p><廃液、機械油></p>	
	<p>アルカリ洗浄廃液、分析廃液及び機械油等共通</p>
<p><汚泥></p>	
	<p>油混じり汚泥等(固形物あり)</p>

※サンプリング・分析方法

- ・廃PCB等…全ドラム缶について分析を実施。
- ・PCB汚染物…平成29年4月に環境省が定めた「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第3版)」に準拠し行う。

6. 処分委託予定数量及び頻度等

区分	廃棄物の種類	品目	1回の搬出量	頻度	初回搬出予定
1	廃PCB等	廃液等	38本(200L入ドラム缶)	期間内3回程度	4月以降
2	廃PCB等	排気スクラバー油	1台(ローリー)	期間内1回程度	4月以降
3	PCB汚染物	廃プラ類他	60本	期間内6回程度	4月以降

※1回の処分委託数量及び搬出の頻度は増減することがある。

※表中の搬出量のドラム缶数及び搬出の頻度は目安であり、入札はドラム缶当たり単価、車両1台当たり単価及び全体の運搬料金をそれぞれ提示するものとする。

7. オーバードラム及び空ドラム缶の保管及び回送

廃PCB等の搬入の際に利用するオーバードラムについては原則次回の運搬で再使用するため、JESCOに回送すること。PCB汚染物(廃プラ類、その他)を処理した後の空ドラム缶についても原則次回の搬出時にあわせて回送すること。なお、PCB汚染物はオーバードラムは不使用。

オーバードラム及び空ドラム缶は、回送までの間、適正に保管すること。

オーバードラム及び空ドラム缶は再利用するため取り扱いに十分注意すること。なお、作業等によって返却が

困難な状態となったオーバードラム缶及び空ドラム缶については JESCO に報告の上、処分委託業務落札事業者(以下「処分受託業者」という。)の責任においてこれを処分すること。

回送分の費用は JESCO との収集運搬料金に含まれる。

8. 入札価格

区分1についてはドラム缶1本当たりの処分費(ドラム缶込)を算出し記入、及び合計額(処分費×委託予定数量)を算出し記入する。

区分2については1kL 当たりの処分費を算出し記入、及び合計額(処分費×委託予定数量)を算出し記入する。

区分3についてはドラム缶 1 本当たりの処分費(中身のみ)を算出し記入、及び合計額(処分費×委託予定数量)を算出し記入する。

(入札は3区分とする。)

9. 必要とする業の許可等

当該業務には、次のいずれかを必要とする。

- ・低濃度PCB汚染物及び廃PCB等の無害化処理に係る大臣認定
- ・低濃度PCB汚染物及び廃PCB等の特別管理産業廃棄物処分業許可

10. 産業廃棄物管理票

運転廃棄物等の処理終了後直ちに(10日以内)、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物管理票 D 票に必要な事項を記入してIVに送付するものとする(中間処理に加え最終処分も行う場合はE票も同様とする)。なお、本産業廃棄物管理票の送付期限は2. 期間に限らないものとする。

11. 再委託の禁止

処分受託業者はこの契約による業務を他の者に再委託してはならない(中間処理を行う者が他の者に最終処分を委託する場合を除く)。やむを得ずこの業務を他の者に再委託する場合は廃棄物処理法及び関係法令の規定により「再委託承諾願」を事前に提出し、JESCO の承諾を得ること。この場合、再委託となる者は廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業の許可(収集運搬業務も行う場合は産業廃棄物収集運搬業の許可)を受けていること。又、「再委託承諾願」には以下の書類を添付すること。

- (1) 産業廃棄物処分業許可証の写し
(収集運搬業務も行う場合は収集運搬業の許可証の写し)
- (2) 運搬車両明細(収集運搬業務も行う場合)
 - a 運搬車両の自動車検査証の写し
 - b 計量票

12. 提出書類

処分受託業者は契約締結後許可事項に変更があった場合は都度変更後の許可証の写しを提出すること。

13. 処分業務の委託手数料の支払条件

10. によりIVに送付した産業廃棄物管理票 D 票(最終処分まで行う場合は E 票)に対応する委託手数料を毎月末日締めで集計し、当月処分完了分を翌月にIV宛にそれぞれ請求すること。請求書にはD票(最終処分まで行う場合はE票、ただし、12月の搬入分については、D票までで請求できるものとする。E票は最終処分が完了次第、速やかに発行すること。)の写し明細書を添付すること。支払は請求書受領月の翌月末とする。

14. その他

- (1) 処分委託予定数量は見込み数量であり保証するものではない。処分委託予定数量に達しなかった場合においても契約単価で業務を行うこと。
- (2) JESCO他事業所と搬入希望日が重なった場合も対応可能なこと。
- (3) 運転廃棄物等の重量の計測を行い、JESCOに報告すること。
- (4) 詰替え施設の設備や作業環境についてJESCOから指摘事項や改善提案があった場合はできる限り対応すること。
- (5) 来所による引取りが可能な者には廃棄物のサンプルを提供するので、希望者は申し出ること。
- (6) 搬出希望日の連絡はJESCO担当者より処分事業者へFAX又はメールで行うものとする。処分事業者は当該連絡を受けた場合には速やかに収集運搬業者と収集運搬日時を調整の上、FAX又はメールにより搬出及び搬入日をJESCO担当者へ回答すること。
- (7) 処分委託物の処分期間中に排ガス及び排水の測定に関する結果(排ガス中 DXNs、PCB データ等)を入手次第、IVに送付すること。

II 運転廃棄物等収集・運搬委託

1. 業務名

運転廃棄物等収集・運搬委託(H30)(北九州PCB処理事業所)

2. 期間

平成30年4月1日～平成30年12月31日

3. 内容

中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)の北九州PCB処理事業所(以下「北九州事業所」という。)より排出される運転廃棄物等(PCBが自由液として存在するPCB濃度が5,000ppm以下の「廃PCB等」として扱われる液体及び廃PCB等が自由液として存在しないPCB濃度5,000ppm以下の固体状のPCB汚染物)を安全かつ適正に搬入先に運搬するとともに、当該搬入先に保管されたオーバードラム及び空ドラム缶等を指定の事業所まで回送する。

(1) 搬出元、搬入先の名称及び所在地

搬出元		搬入先
北九州PCB処理事業所	福岡県北九州市若松区響町1-62-24	処分委託業務落札事業者(以下「処分受託業者」という。)

※JESCO他事業所からの搬出日が重なった場合も可能な限り対応し、止むを得ない場合は北九州PCB処理事業所と調整すること。

(2) 廃棄物の種類、荷姿及び運搬等作業

搬出元 (収集場所)	区分	運転廃棄物等の種類(品目)		荷姿	平均重量 (容器重量は含まない)
北九州事業所	1	廃PCB等	アルカリ洗浄廃液 分析廃液 廃油(機械油等) 油混じり汚泥	オーバードラム(300L)に入れた鋼製ドラム缶(200L、オープンドラム)	約150kg/本
	2	廃PCB等	排気スクラバー油	ローリー車に積載する。	16t/台(ローリー)
	3	PCB汚染物	廃プラ類、 その他	鋼製ドラム缶(200L、オープンドラム)	平均約40kg/本

※ドラム缶は平成25年6月に環境省が定めた「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に従い運搬すること。

※事業所での積込作業は次のとおりとする。

JESCO敷地内での積込作業はJESCOが実施する。車上での固縛等は収集運搬業者で実施すること。

※搬入先での積下し作業の分担については処分委託事業者及び収集運搬業者で調整すること。

※廃PCB等の運搬は平ボディ車のみとする。

(3) 搬出予定数量及び搬出予定頻度

搬出予定数量及び搬出予定頻度は以下のとおり。JESCO各事業所の状況に合わせ、JESCO各事業所の各担当者の指示により業務を行うものとする。

区分	廃棄物の種類	1回の搬出量	頻度	トータル搬出予定量
1	廃PCB等	38本程度	期間内3回程度	114本
2	廃PCB等	1台(ローリー)	期間内1回程度	1台
3	PCB汚染物	60本程度	期間内6回程度	360本

* 運搬費用については期間内の車両回数を廃PCB等は3回、ローリーは1回及びPCB汚染物は6回として計算すること。

なお、その際①のオーバードラム、③の空ドラム缶の回送の最終の回送費用は料金に含めること。

※1回の搬出量及び搬出の頻度は増減することがある。

※表中の搬出量のドラム缶数及び搬出の頻度は目安である。

(4) オーバードラム及び空ドラム缶の回送

収集運搬受託業者は原則運転廃棄物等を搬入先に搬入した際に当該搬入先に保管されたオーバードラム、緩衝治具等(以下「オーバードラム等」という。)及びPCB汚染物(廃プラ類、その他)を処理した後の空ドラム缶は当該運転廃棄物等の搬出元の事業所に回送するものとする。回送するオーバードラム等又は空ドラム缶の数量は事業所から指示する。なお、2回目以降の廃PCB等の搬出については当該搬出にあわせ回送されたオーバードラムを利用し、実施する(オーバードラムへの梱包作業はその場でJESCOが行う。作業は1～4時間程度で完了見込)。なお、再利用不可能となった空ドラム缶については処分受託業者において処分のため回送しない。

※オーバードラム等及び空ドラム缶の事業所での積下し作業は、収集運搬受託業者が行うこととする。

※PCB汚染物の積み込み作業はJESCOで行うが収集運搬受託業者においてドラム缶より漏洩の無い事を確認する事。

※積込作業の分担については処分受託業者及び収集運搬受託業者で調整すること。

(5) 運搬方法(オーバードラム及び空ドラム缶の回送を含む)等

搬出元及び搬入先の自治体より当該収集運搬業務に必要な(6)に記載の業の許可を得た事業者又は低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る認定を得た事業者が当該許可等を受けた車両により収集運搬業務を行うこと。当該業務を行うにあたってはガイドラインに従うこと。なお、他の一切のものとの混載は認めない。

※廃PCB等の運搬は平ボディ車及びローリー車とする。

(6) 必要とする業の許可等

当該業務には次のいずれかを必要とする。

- ・ 廃PCB等…廃PCB等に係る特別産業廃棄物収集運搬業の許可
- ・ PCB汚染物…PCB汚染物に係る特別産業廃棄物収集運搬業の許可
- ・ 低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定による収集運搬の許可

(7) 運行経路

幹線道路を運行して運搬することを基本とする。

4. 入札価格

区分1については車両1回当たりの料金を算出し記入。運搬回数は3回とし合計額を記入する。(オーバードラム返却有)

区分2については車両1回当たりの料金を算出し記入。運搬回数は1回とし合計額を記入する。

区分3については車両1回当たりの料金を算出し記入。運搬回数は6回とし合計額を記入する。(ドラム缶返却有)

なお区分1のオーバードラム、区分3の空ドラム缶の回送の最終費用は料金に含めること。

収集運搬業者は処分事業者に入札に関することを委任すること。又、処分事業者は入札の際に当該委任状を提出すること。(入札は3区分とする。)

5. 産業廃棄物管理票

運転廃棄物等の運搬にあたっては業務終了後直ちに廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物管理票(B2票等)に必要な事項を記入し、IVに送付すること。

6. 再委託の禁止

収集運搬受託業者はこの契約による業務を他のものに再委託してはならない。やむを得ずこの業務を他の者に再委託する場合は廃棄物処理法及び関係法令の規定により「再委託承諾願」を事前に提出し、JESCOの承諾を得ること。この場合、再委託となる者は廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を受けていること。又、「再委託承諾願」には以下の書類を添付すること。

- (1) 収集運搬業務も行う場合は収集運搬業の許可証の写し
- (2) 運搬車両明細
 - a 運搬車両の自動車検査証の写し
 - b 計量票

7. 提出書類

(1) 許可証等の写し

入札時に3.(6)に記載の業の許可証の写し又は低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る認定書の写しを提出すること。

収集運搬受託業者は契約締結後許可事項に変更があった場合は都度変更後の許可証の写しを提出すること。

(2) 収集運搬計画書

収集運搬受託業者は収集運搬ごとに、収集運搬に係る概要、対象物、行程、運行経路、体制及び緊急時対策等必要な事項を記載した収集運搬計画書を作成し、当該収集運搬前までに該当する事業所の確認を得ること。

8. 支払条件

5.によりIVに送付した産業廃棄物管理票(B2票等)に対応する委託手数料を毎月末日締めで集計し、当月運搬分を翌月にIV宛にそれぞれ請求すること。請求書には該当する産業廃棄物管理票(B2票等)の写し及び明細書を添付すること。支払は請求書受領月の翌月末とする。

9. その他

- (1) 搬出量及び搬出頻度等は見込であり保証するものではない。予定数量に達しなかった場合においても契約単価で業務を行うこと。
- (2) 複数の事業所からの搬出日が重なった場合も可能な限り対応し、止むを得ない場合はJESCO各事業所と調整すること。なお、2週間前までに当社が手配した日程で対応すること。
- (3) 北九州市内を運搬する際は伴走車両を伴うこと。

Ⅲ 落札者の決定方法

区分1、区分2、区分3ごとに処理料金と収集運搬料金をあわせて入札し、合計額によりそれぞれ予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したそれぞれの者を落札者とする(詳細は指示書を参照)。

Ⅳ 処分料金及び収集・運搬料金の請求先

事業所	住所	部署	連絡先
北九州PCB処理事業所	福岡県北九州市若松区響町1丁目62番24号	総務課	093-752-1113

Ⅴ その他

本仕様に記載のない事項については協議により決定する。

入札（見積）者に対する指示書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

この指示書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）が締結する運転廃棄物等処分委託業務委託契約及び運転廃棄物等収集・運搬業務委託契約に関する入札（見積）（以下「入札」という。）執行上の注意事項並びに契約締結上の必要事項について指示するものである。

一 入札執行上の注意事項

第1 入札者の注意事項

入札者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 1 入札者は、現場説明書、仕様書、契約書（案）等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- 2 入札者は、所定の時刻の少なくとも10分前に集合し、必要な書類を提出し、審査を受けること。
- 3 入札書は様式第2号によるものとし、記載数字は、算用数字を用いること。
- 4 入札金額は、仕様書及び契約書（案）（以下「仕様書等」という。）により積算すること。なお、入札日の前日までに仕様書等について修正があった場合は、修正後の仕様書等により積算すること。
- 5 入札書は、代表者名及び印章を押印し、封かんのうえ入札執行者の指示に従って入札すること。
 - ① 代理人により入札する場合は、委任状（様式第1号-1）を入札の執行前に提出し、入札書には、被代理人の住所、会社名、代表者氏名及び代理人である旨を記載し、代理人が記名押印すること。
 - ② 代理人（様式第1号-2）が復代理人を選任する場合は、復代理人（様式第1号-3）に対する委任状を提出のうえ、入札書は復代理人が記名押印すること。
- 6 入札者は、収集・運搬料金を入札するにあたり、自らが指定する収集・運搬業者（全省庁統一参加資格を有する者に限る。）より入札に関する代理人委任状（様式は自由）を別途取得し、入札執行時に提出すること。
- 7 入札書には消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。
- 8 入札者は、入札書を入札箱に投入した後は、その引換え、変更又は取消しをすることが

できない。

第2 公正な入札の確保

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札候補者の決定前に、他の入札参加者に対して、入札価格を意図的に開示してはならない。

第3 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効とする。

- 1 入札書の金額が訂正してある場合
- 2 入札者の記名又は押印が欠けている場合
- 3 誤字、脱字等により意思表示が不明確な場合
- 4 再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額で入札している場合
- 5 郵便又は電報により入札を行った場合（郵便又はファックスによる入札が認められた場合を除く。）
- 6 一般競争における申請書又は資料に虚偽の記載をした者が入札を行った場合
- 7 競争に参加する資格のない者が入札を行った場合
- 8 入札保証金の納入を必要とする入札において、これを納入していない者が入札を行った場合
- 9 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をしていると認められる場合
- 10 明らかに連合によると認められる入札を行った場合
- 11 前各号に掲げる場合のほか、入札に関する必要な条件を具備していない場合又は会社の指示に従わなかった場合

第4 入札の中止その他

入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第5 開札及び落札者（見積りの場合は契約の相手方、以下「落札者」という。）の決定

- 1 開札は、入札終了後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない社員を立ち合わせて

行う。

- 2 落札者は、廃プラスチック、活性炭等の各処分物区分毎に、予定価格の制限の範囲内で各運転廃棄物等処分料金の金額と収集・運搬料金の金額の合計額が最低の金額をもって入札した者とする。

ただし、落札者となるべき者の価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格の入札者を落札者とする。

- 3 落札者となるべき金額と同額の入札をした者が2 者以上あるときは、当該処分料金の入札価格が安価なものを落札者とする。更に当該処分料金も同額の場合は籤により落札者を決定する。

- 4 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合前回の入札に参加しなかった者は、入札に加わることはできない。

- 5 前号の再度の入札は、原則として1 回を限度とする。

- 6 前号の再入札の結果、落札者がいないときは、最低金額提示者と見積合せを行う。この場合1 回を限度とする。

- 7 前号の落札者がいないときは、最低金額の次の提示者と見積合せを行う。この場合1 回を限度とする

- 8 落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予算決算及び会計令第 86 条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

9 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

第6 見積あわせの場合の準用

- 1 第1 から第5 に規定する事項（第5 第3 号を除く。）は、見積の場合に準用する。
- 2 見積の場合は、予定価格の範囲内で見積をした場合のみ、その者を落札予定者とする。

二 契約上の注意事項

第1 契約書等

- 1 落札者は、送付する契約書に、記名押印をし、契約書到着後速やかに（7 日以内に）

正本 1 通を返送しなければならない。ただし、承諾をえて場合に限り、この期間を延長することができる。

- 2 契約書を作成する場合において、会社が落札者とともに記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。
- 3 契約締結後 14 日以内に内訳書を提出すること。
- 4 業務責任者届は様式第 4 号により経歴書（様式第 4 号-1）を添えて、それぞれ提出すること。
- 5 業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ下請負の承認を得なければならない。

第2 契約の保証

入札保証金免除、契約保証金免除。

第3 契約代金の支払

- 1 毎月の処分業務量に基づき処分業務代金を算出し月末に産業廃棄物管理表（D表）と共に弊社各事業所へ請求書を提出するものとする。
- 2 代金は、請求書に基づき翌月末に振込み支払いとする。

三 その他の事項

- 1 入札者は、入札の際、内訳書を必ず持参すること。
 - 2 入札者は、入札の執行後においては、本指示書、仕様書等、現場の状況等についての不明確又は不知を理由として異議を申し出ることはいできない。
-

(様式第1号-1)

委 任 状

私は、(会社名、所属部課名、氏名)を代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名 運転廃棄物等処分委託(H30)及び運転廃棄物等収集運搬委託(H30)
(北九州PCB処理事業所)

委任事項 入札(見積)に関すること。

代 理 人 印

平成 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約職取締役 瀧本 忠 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 印

(様式第1号-2)

委 任 状

私は、(支社名、所属部課名、氏名)を代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名 運転廃棄物等処分委託(H30)及び運転廃棄物等収集運搬委託(H30)
(北九州PCB処理事業所)

- 委任事項
- 一 入札(見積)に関すること。
 - 二 復代理人を選任すること。
 - 三 契約の締結及び代金の請求並びに受領に関すること。
 - 四 諸願届等に関すること。

住 所

会 社 名

代 理 人

印

平成 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約職取締役 瀧本 忠 殿

住 所

会 社 名

代 表 者

印

(様式第1号-3)

(復代理人用)

委 任 状

私は、(支社名、所属部課名、氏名)を復代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名 運転廃棄物等処分委託(H30)及び運転廃棄物等収集運搬委託(H30)
(北九州PCB処理事業所)

委任事項 入札(見積)に関すること。

復 代 理 人

印

平成 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約職取締役 瀧本 忠 殿

代 理 人

印

住 所

会 社 名

(様式第3号)

入札（見積）書封かん例

(表面)

入札（見積）書

業務名 運転廃棄物等処分委託（H30）及び
運転廃棄物等収集運搬委託（H30）
（北九州PCB処理事業所）

平成 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約職取締役

入札者の名称

社名等

(裏面)

The diagram shows the back of a bid envelope with three rectangular boxes labeled '印' (Seal) positioned vertically along the center line. The top and bottom corners of the envelope are folded inward, and the boxes are placed on the flat surface of the envelope.

(様式第4号)

平成 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約職取締役 瀧本 忠 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

業務責任者届

業 務 名 運転廃棄物等処分委託(H30))
(北九州PCB処理事業所)

上記業務について、(氏 名)を業務責任者として、選任いたしますので、当人の経歴書を添えてお届けいたします。

(様式第4号-1)

経 歴 書

氏 名

生 年 月 日

現 住 所

最 終 学 歴

資格及び取得年月日

職 歴

業 務 歴

平成 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

氏 名 印

別紙(1)

質問・回答書			
業 務 名		運転廃棄物等処分委託 (H30) 及び運転廃棄物等収集運搬委託(H30) (北九州PCB処理事業所)	
会社名		印	
担当者名		印	
質問番号	仕様書 頁	質 問	回 答

- 1 質問がある場合はこの様式により提出してください。
- 2 期限までに「質問回答書」の提出が無い場合は、質問なしと見做します。郵送の場合は期限までに必着のこと。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

(収集・運搬業者から入札者への委任状の例)

委 任 状

私は、次の処理事業者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

住 所

処理委託

事業者名

代表者名

業 務 名

運転廃棄物等収集運搬委託(H30)

(北九州PCB処理事業所)

委任事項 収集運搬料金の入札(見積)に関すること。

平成 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

契約職取締役 瀧本 忠 殿

住 所

収集・運搬会社名

代 表 者

印

※該当する収集運搬の場所(搬出・搬入)の地方自治体が発行した「特別管理産業物
収集運搬業許可証」の写しを添付すること。

(様式第2号)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
 契約職取締役 瀧本 忠 殿

入札(見積)

業務名 運転廃棄物等処分委託(H30)及び運転廃棄物等収集・運搬委託(H30) (北九州PCB処理事業所分)

(A) (B)
 (C = A × B)

『廃PCB等』(アルカリ洗浄廃液、分析廃液、廃油、油混じり汚泥)			
処理料金	円/ドラム缶	容器数量 114本	
収集・運搬料金	円/回	運搬回数 3回	
『廃PCB等』(廃油)			
処理料金	円/KL	数量 16KL	
収集・運搬料金	円/ローリー	運搬回数 1回	

総処理金額	円
総収集・運搬金額	円
合計	円

収集・運搬業者名

総処理金額	円
総収集・運搬金額	円
合計	円

収集・運搬業者名

『PCB汚染物』(廃プラスチック類・その他)

処理料金	円/ドラム缶	容器数量 360本
収集・運搬料金	円/回	運搬回数 6回

総処理金額	円
総収集・運搬金額	円
合計	円

収集・運搬業者名

上記の金額により入札いたします。

平成 年 月 日

住所
 会社名
 代表者名
 代理人又は復代理人氏名

(注)1. (A)欄に単価を記入し、(B)欄の予定数量に乗じた金額を(C)欄に記入した上、合計金額を記入すること。
 2. 入札(見積)書は、封かんし、業務名を記入すること。

印

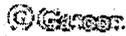
(様式第2号)

入札(見積)記載要領

1. 弊社にて指定させて頂いた廃棄物対象物の処理単価と収集運搬単価を記入願います。
2. 御社にて処理不可能な廃棄物対象物若しくは処理を辞退する廃棄物対象物の処理単価欄には「辞退」と記入願います。
3. 見積もり書は弊社「PCB処理事業所」事に、封に入れて封緘ねがいます。

以上

資料2



最新情報 28

始めるメニュー

- ポータル
- リンク集
- スケジュール
- 回覧板
- 掲示板
- 部局ファイル管理
- 電話メモ
- タイムカード
- ToDoリスト
- アドレス帳
- メール
- cybozurnet
- 通知一覧

ジャンプ登録

メール 受信箱 メールの詳細

Re: PCB廃棄物収集運搬について(JESCO)[WARNING: ATTACHMENT(S) MAY CONTAIN MALWARE]

返信する 全員に返信する 転送する 振り分ける ソースの表示 削除する ファイルに出力する 印刷用画面

<< 前へ | 次へ >>

(移動先)

移動する

(未設定)

変更する

文字コードを設定する

フォルダ : 受信箱
 標題 : Re: PCB廃棄物収集運搬について(JESCO)[WARNING: ATTACHMENT(S) MAY CONTAIN MALWARE]
 差出人 : (参照/登録)
 日時 : 2018年03月02日(金) 09:18
 宛先 : To: 1件 Cc: 7件 (→宛先をすべて表示する)
 To:

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター様

いつもお世話になっております。表題の件につきまして、収集運搬御見積、収集運搬業許可証を添付にて送付させていただきます。

ご確認の程宜しくお願い致します。

NIPPON EXPRESS #####
日本通運株式会社四国支店
営業部 (エコビジネス)



NIPPON EXPRESS

Original Message

From:
Sent: Wednesday, February 28, 2018 5:26 PM
To: 日本通運 四国支店 (日通新居浜支店)
Subject: PCB廃棄物収集運搬について(JESCO)

日本通運 四国支店 様
新居浜支店 様

いつもお世話になります。

(一財)愛媛県廃棄物処理センター事務局の です。

このたび、中間貯蔵・環境安全事業(株)より北九州PCB事務所運転廃棄物等処分委託及び収集・運搬委託に関しまして質問回答がきましたので、送付いたします。

見積をお手数ですが、できれば今週中(最終期限は3月5日)までお願いいたします。また、委任状を3月5日までに事務局まで郵送必着でお願いいたします。

なお、区分2は今回の入札対象から除外になりましたので、区分1及び区分3に関しての作業をお願いいたします。

愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課
一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター



Re: PCB廃棄物収集運搬について(JESCO)[WARNING: ATTACHMENT(S) MAY ... 2/2 ページ

E-mail [REDACTED]

☆ホームページ★
<http://econix-toyo.sakura.ne.jp>

This Email was scanned by Votiro - <http://www.votiro.com>

- 2北九州入札見積書様式.doc (application/msword)
- 38愛媛県 (特管産廃).pdf (application/pdf)
- 40福岡県 (特管産廃).pdf (application/pdf)

添付ファイルを削除する

<< 前へ | 次へ >>

受信箱へ

Cybozu® Garoon Version 3.5.3 Copyright © 2010 - 2012 Cybozu, Inc.

(様式第2号)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約職取締役 瀧本 忠 殿

入札(見積)

業務名 運転廃棄物等処分委託(H30)及び運転廃棄物等収集・運搬委託(H30) (北九州PCB処理事業所分)

(A) (B) (C=A×B)

『廃PCB等』(アルカリ洗浄液、分析廃液、廃油、油混じり汚泥)
処理料金 円/ドラム缶 容器数量 114本
収集・運搬料金 315,000円/回 運搬回数 3 回

総処理金額 円
総収集・運搬金額 945,000円
合計 円

収集・運搬業者名 日本通運株式会社

『廃PCB等』(廃油)
処理料金 円/KL 数量 16KL
収集・運搬料金 円/ローリー 運搬回数 1回

総処理金額 円
総収集・運搬金額 円
合計 円

収集・運搬業者名 日本通運株式会社

『PCB汚染物』(廃プラ類・その他)

処理料金 円/ドラム缶 容器数量 360 本
収集・運搬料金 315,000円/回 運搬回数 6 回

総処理金額 円
総収集・運搬金額 1,890,000円
合計 円

収集・運搬業者名 日本通運株式会社

上記の金額により入札いたします。

平成 年 月 日

住所
会社名
代表者名

(注)1. (A)欄に単価を記入し、(B)欄の予定数量に乗じた金額を(C)欄に記入した上、合計金額を記入すること。
2. 入札(見積)書は、封かんし、業務名を記入すること。

印

(様式第2号)

入札(見積)記載要領

1. 弊社にて指定させて頂いた廃棄物対象物の処理単価と収集運搬単価を記入願います。
2. 弊社にて処理不可能な廃棄物対象物若しくは処理を辞退する廃棄物対象物の処理単価欄には「辞退」と記入願います。
3. 見積もり書は弊社「PCB処理事業所」事に、封に入れて封緘ながいます。

以上

(様式第2号)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約職取締役 瀧本 忠 殿

入札(見積)

業務名 運転廃棄物等処分委託(H30)及び運転廃棄物等収集・運搬委託(H30) (北九州PCB処理事業所分)

(A) (B) (C=A×B)

『廃PCB等』(アルカ洗浄廃液, 分析廃液, 廃油, 油混じり汚泥)

処理料金	30,800円/ドラム缶	容器数量	114本
収集・運搬料金	315,000円/回	運搬回数	3回

『廃PCB等』(廃油)

処理料金	円/KL	数量	16KL
収集・運搬料金	円/ローリー	運搬回数	1回

『PCB汚染物』(廃プラ類・その他)

処理料金	3,800円/ドラム缶	容器数量	360本
収集・運搬料金	315,000円/回	運搬回数	6回

総処理金額	3,511,200円
総収集・運搬金額	945,000円
合計	4,456,200円

収集・運搬業者名 日本通運株式会社

総処理金額	円
総収集・運搬金額	円
合計	円

収集・運搬業者名

総処理金額	1,368,000円
総収集・運搬金額	1,890,000円
合計	3,258,000円

収集・運搬業者名 日本通運株式会社

上記の金額により入札いたします。

平成 30 年 3 月 6 日

住所 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
 会社名 一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター
 代表者名 理事長 服部 正

代理人又は復代理人氏名

印

(注)1. (A)欄に単価を記入し、(B)欄の予定数量に乗じた金額を(C)欄に記入した上、合計金額を記入すること。
 2. 入札(見積)書は、封かんし、業務名を記入すること。

(様式第2号)

入札(見積)記載要領

1. 弊社にて指定させて頂いた廃棄物対象物の処理単価と収集運搬単価を記入願います。
2. 御社にて処理不可能な廃棄物対象物若しくは処理を辞退する廃棄物対象物の処理単価欄には「辞退」と記入願います。
3. 見積もり書は弊社「PCB処理事業所」事に、封に入れて封緘をお願いします。

以上

平成30年7月17日

苦情申立に対する回答書

住 所 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
申立人 一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター
理事長 服部 正 殿

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
管理担当取締役 瀧本 忠



平成30年7月6日付け（※当社受領日：平成30年7月9日）で提出された「苦情申立書」に対し、下記のとおり回答します。

記

1. 申立てに係る件名又は措置の内容

平成30年3月23日付で契約締結した「北九州PCB処理事業所運転廃棄物等処分委託（H30）業務委託契約」（以下「本件契約」という。）の解除に伴う指名停止措置（平成30年6月6日～平成30年9月5日 3ヵ月）
指名停止措置別表第2第14号（不正又は不誠実な行為）

2. 申立てに対する回答

貴法人は、北九州PCB処理事業所運転廃棄物等処分委託（H30）業務に係る委託契約を履行できるものとして競争参加し、北九州PCB処理事業所運転廃棄物等収集・運搬委託（H30）業務分と合算して入札を行い最低価格をもって落札し、当社との契約締結に至ったものである。

貴法人は、収集・運搬委託業務分の受託者である日本通運株式会社（以下、「協力会社」とする。）の責任を主張しているが、当社が収集運搬事業者を指定したのではなく、貴法人の裁量で指定したものである。

また、本件契約への競争参加にあたり、疑義に関する質問を提出することも競争そのものから辞退することも可能であった。

契約締結後の履行不能による契約解除は、当社指名停止措置要領別表2第14号及び当社指名停止要領の運用基準八一口に該当していることから、指名停止措置の取り消しを行うことはできない。

本回答に不服がある場合は、平成30年9月5日までに「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」の定める様式第4により、当職に対して再苦情申立をすることができる。この場合においては、当該指名停止の期間内に提出されたい。

なお、この再苦情は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社入札監視委員会において審議することとする。